

鹿嶋市地域防災計画

風水害等対策計画編

令和3年1月

鹿嶋市防災会議

鹿嶋市地域防災計画 風水害等対策計画編 目次

第1章 総則

第1節 地域防災計画の目的及び構成	風水害	1-1	-1-
1. 計画の目的	風水害	1-1	-1-
2. 計画の構成	風水害	1-1	-1-
3. 基本方針	風水害	1-1	-1-
4. 修正	風水害	1-1	-1-
第2節 鹿嶋市の概況	風水害	1-2	-2-
1. 自然条件	風水害	1-2	-2-
2. 社会条件	風水害	1-2	-2-
3. 災害履歴	風水害	1-2	-2-
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	風水害	1-3	-4-

第2章 風水害等予防計画

第1節 災害対策に携わる組織の整備	風水害	2-1	-5-
1. 対策に携わる組織の整備	風水害	2-1	-5-
2. 相互応援体制の整備	風水害	2-1	-5-
3. 防災組織等の活動体制の整備	風水害	2-1	-5-
第2節 災害予防計画	風水害	2-2	-6-
1. 水防計画(避難体制等の整備)	風水害	2-2	-6-
2. 土砂災害防止計画	風水害	2-2	-8-
3. 交通計画	風水害	2-2	-10-
4. 都市計画	風水害	2-2	-11-
5. 教育計画	風水害	2-2	-12-
6. 農地農業計画	風水害	2-2	-14-
7. 防災教育の実施	風水害	2-2	-16-
8. 防災訓練の実施	風水害	2-2	-16-
9. 防災組織等の活動体制の整備	風水害	2-2	-16-
10. 要配慮者支援	風水害	2-2	-18-
第3節 被害軽減への備え	風水害	2-3	-21-
1. 情報通信ネットワークの整備	風水害	2-3	-21-
2. 消火活動, 救助・救急活動への備え	風水害	2-3	-21-
3. 医療救護活動への備え	風水害	2-3	-21-
4. 被災者支援のための備え	風水害	2-3	-21-
5. 要配慮者の安全確保のための備え	風水害	2-3	-21-
6. 緊急輸送への備え	風水害	2-3	-21-
7. 物資の備蓄・受入体制の整備	風水害	2-3	-21-

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 初動対応	風水害	3-1	-22-
1. 市職員の動員・配備	風水害	3-1	-22-
2. 災害対策本部	風水害	3-1	-26-
3. 指定行政機関, 公共機関の活動体制	風水害	3-1	-30-
第2節 災害情報の収集・伝達	風水害	3-2	-31-
1. 通信手段の確保	風水害	3-2	-31-
2. 気象情報等の収集・連絡	風水害	3-2	-31-
3. 被害状況の把握	風水害	3-2	-42-
4. 被害状況等の報告	風水害	3-2	-47-
5. 災害情報の広報	風水害	3-2	-47-
6. 水防	風水害	3-2	-48-
第3節 応援・派遣	風水害	3-3	-53-
1. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	風水害	3-3	-53-
2. 応援要請・受入体制の確保	風水害	3-3	-53-
3. 他市町村被災時の応援	風水害	3-3	-53-
第4節 被害軽減対策	風水害	3-4	-54-
1. 消防	風水害	3-4	-54-
2. 救助・救急	風水害	3-4	-54-
3. 応急医療	風水害	3-4	-54-
4. 避難勧告・避難指示(緊急)・避難誘導	風水害	3-4	-54-
5. 交通路の確保	風水害	3-4	-56-
6. 緊急輸送	風水害	3-4	-56-
7. 社会秩序の維持	風水害	3-4	-56-
第5節 被災者生活の支援	風水害	3-5	-57-
1. 被災者の把握	風水害	3-5	-57-
2. 避難生活の確保, 健康管理	風水害	3-5	-57-
3. ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達	風水害	3-5	-57-
4. 要配慮者安全確保対策	風水害	3-5	-57-
5. ボランティア活動の支援	風水害	3-5	-57-
6. 応急教育	風水害	3-5	-57-
7. 愛玩動物の保護対策	風水害	3-5	-57-
第6節 救援物資の調達・供給	風水害	3-6	-58-
1. 食料	風水害	3-6	-58-
2. 給水	風水害	3-6	-58-
3. 衣料・生活必需品	風水害	3-6	-58-
第7節 災害救助法の適用	風水害	3-7	-59-
1. 災害救助法の適用手続き	風水害	3-7	-59-
2. 災害救助法による救助の実施	風水害	3-7	-59-
3. 小災害救助	風水害	3-7	-59-

4. 罹災証明書の交付	風水害	3-7	-59-
第8節 事後処理	風水害	3-8	-60-
1. 応急仮設住宅	風水害	3-8	-60-
2. 行方不明者等の捜索	風水害	3-8	-60-
3. 防疫	風水害	3-8	-60-
4. 清掃	風水害	3-8	-60-
5. 障害物の除去	風水害	3-8	-60-
6. ライフラインの応急復旧	風水害	3-8	-60-
7. 農地農業計画	風水害	3-8	-60-
第9節 事故等の応急対策	風水害	3-9	-62-
1. 道路災害の応急対策	風水害	3-9	-62-
2. 海上災害の応急対策	風水害	3-9	-64-
3. 鉄道災害の応急対策	風水害	3-9	-67-
4. 大規模火災等の応急対策	風水害	3-9	-70-

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 復旧・復興の計画的な推進	風水害	4-1	-72-
1. 基本方向の決定	風水害	4-1	-72-
2. 激甚災害の指定	風水害	4-1	-72-
3. 復興計画の作成	風水害	4-1	-72-
第2節 被災施設の復旧	風水害	4-2	-73-
1. 復旧作業の方針	風水害	4-2	-73-
2. 災害復旧事業計画の作成	風水害	4-2	-73-
3. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	風水害	4-2	-73-
4. 災害復旧事業の実施	風水害	4-2	-73-
第3節 被災者の生活の安定化	風水害	4-3	-74-
1. 義援金品の募集及び配分	風水害	4-3	-74-
2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付	風水害	4-3	-74-
3. 租税及び公共料金等の特例措置	風水害	4-3	-74-
4. 雇用対策	風水害	4-3	-74-
5. 住宅建設の促進	風水害	4-3	-74-
6. 被災者生活再建支援法の適用	風水害	4-3	-74-
7. 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支給金の支給	風水害	4-3	-74-

第1章 総則

第1節 地域防災計画の目的及び構成

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「鹿嶋市地域防災計画」の「風水害等対策計画編」として、鹿嶋市防災会議が策定する計画であり、鹿嶋市の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

この計画では、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、鹿嶋市内の災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、必要な体制を確立するとともに、茨城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な防災対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減して、郷土の保全と市民福祉の確保を期することを目的とする。

2. 計画の構成

「鹿嶋市地域防災計画」は、この「風水害等対策計画編」のほか、「地震災害対策計画編」、「津波災害対策計画編」、「危険物等災害対策計画編」及び「資料編」を合わせた5編で構成する。

また、この計画は、鹿嶋市及び防災関係機関がとるべき防災対策の基本的事項を定めるものであり、市及び防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な実施計画を定め、その推進を図るものとする。さらに、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民及び民間事業者の基本的な役割にも言及し、風水害等の災害に対する備えを促すものとする。

3. 基本方針

市は、防災に関し、防災関係機関を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及び推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

- (1) 災害に強いコミュニティの形成
- (2) 災害対策本部の機能の強化
- (3) 職員全体の対応能力の強化
- (4) 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

4. 修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、防災対策の確立に万全を期するものとする。

第2節 鹿嶋市の概況

1. 自然条件

「地震災害対策計画編 第1章 第2節 1. 自然条件」に準じる。

2. 社会条件

「地震災害対策計画編 第1章 第2節 2. 社会条件」に準じる。

3. 災害履歴

本市における、風水害等の災害履歴は次のとおりである。

(1) 風水害

① 台風による災害

風による家屋、農業用施設（ビニールハウス）の倒壊、破損や倒木による停電及び大雨による河川の氾濫、低地での浸水等の被害が出る。

② 大雨による災害

梅雨期やその他で大雨が数日に及ぶ場合は河川の増水による氾濫、内水による低地での浸水の被害が出る。

③ がけ崩れ災害

本市は関東ローム層に覆われた標高 30～40mの概ね平坦な台地で、周縁は急傾斜のがけになっている。このため、長雨が連続すると土砂の流出によるがけ崩れの被害が多い。

(2) 大火

明治から大正にかけて 10 戸以上焼失した火災は 3 回発生している。

昭和に入って消防力の整備が行われたため大火は少なくなったが、近年住宅が過密化、高層化の傾向にあり、大火の危険性は大きくなっていると言える。

表 1.3.1 鹿嶋市における主な風水害の概要

災害発生 年月日	住家被害（世帯）					がけ 崩れ （ヶ所）	道路の被害 （ヶ所）		備 考
	全壊	半壊	一部 破損	床上 浸水	床下 浸水		破損	冠水	
昭和 33 年 9 月 28 日				21	80		11	10	台風 22 号 北浦 1.6m 上昇
昭和 34 年 8 月 14 日 ～16 日					41				台風 7 号による 利根川の増水 85cm
昭和 36 年 6 月 28 日 ～30 日									梅雨前線 台風 6 号
昭和 37 年 7 月 2 日	9	6							竜巻（豊郷地区 3 名軽傷）
昭和 40 年 5 月 28 日					6	2	3	2	台風 6 号
昭和 46 年 9 月 8 日	4	2	7	13	127	17 栗生 鉢形		26	台風 25 号
昭和 47 年 12 月 24 日				4	7			2	大雨
昭和 52 年 9 月 19 日				5	50	2	1	2	台風 11 号
昭和 55 年 9 月 10 日				1	3			4	台風 13 号による 集中豪雨
昭和 57 年 9 月 12 日			1		1	2			台風 18 号
昭和 58 年 9 月 25 日					81	1	4		大雨
昭和 60 年 6 月 30 日			1		5	4			台風 6 号
昭和 61 年 8 月 4 日				3	13	1			台風 10 号
昭和 62 年 12 月 17 日							5		千葉東方沖地震
昭和 63 年 10 月 22 日						1			
平成元年 8 月 1 日					7	2			大雨
平成 3 年 9 月 19 日	1				15	2	1		台風 18 号
平成 7 年 9 月 16 日			15		1		2		台風 12 号
平成 11 年 10 月 27 日				14	40		87		集中豪雨
平成 25 年 10 月 15 日				29	48	17		49	台風 26 号

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

「地震災害対策計画編 第1章 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準じる。

第2章 風水害等予防計画

第1節 災害対策に携わる組織の整備

1. 対策に携わる組織の整備

「地震災害対策計画編 第2章 第1節 1. 対策に携わる組織の整備」に準じる。

2. 相互応援体制の整備

「地震災害対策計画編 第2章 第1節 2. 相互応援体制の整備」に準じる。

3. 防災組織等の活動体制の整備

「地震災害対策計画編 第2章 第1節 3. 防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

第2節 災害予防計画

1. 水防計画(避難体制等の整備)

地域における水害に対する防止力の向上や洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、洪水情報等の提供、浸水想定区域の周知、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

- (1) 総合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。
- (2) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ①洪水予報等の伝達方法
 - ②避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ③浸水区域内に不特定多数の者が利用する施設や、要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法
- (3) 市長は、上記(2)の事項について市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水ハザードマップ等)の配付その他必要な措置を講ずる。

なお、洪水ハザードマップの作成に当たっては、「水害ハザードマップ作成の手引き」に基づいて作成する。

また、市長は、水害において、屋内安全確保(垂直避難)では命を守りきれない区域で、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。
- (4) 市は、災害発生情報、「避難指示(緊急)」、「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」(市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報をいう。)等を、躊躇なく発令できるよう、「避難勧告等に関するガイドライン(内閣府防災担当)」及び「避難勧告等の発令に係る基本的考え方(茨城県)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実効性の高いマニュアルを作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。さらに、水防団等と協議し、発生時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない

ときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

- (5) 市は、洪水等に対する市民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、河川警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により住民や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。

また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれがある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定、見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

- (6) 国（気象庁、国土交通省）、県及び市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

- (7) 市は、国及び県等に対して、必要に応じて防災関係機関と協議のうえ、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を求めることができる。

また、市長は、避難準備・高齢者等避難開始を適切に出すよう努める。

2. 土砂災害防止計画

急傾斜地の崩壊，土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき，警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

（1）警戒避難体制の整備

①市は，警戒区域の指定があったときは，地域防災計画において，当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達，予報又は警報の発令及び伝達，避難，救助，その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

イ 警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には，当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地，当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法

②市長は，上記アの事項について市民に周知するため，これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

③市は，災害発生情報，「避難指示（緊急）」，「避難勧告」及び「避難準備・高齢者等避難開始」等について，「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に，国（国土交通省，気象庁等）及び県の協力を得つつ，災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実効性の高いマニュアルを作成するものとする。

また，避難場所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から市民への周知徹底に努めるものとする。さらに，県等と協議し，発災時の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。

④気象庁，県及び市は，関係機関の協力を得て，雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り，関係行政機関はもとより，報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また，市は，要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

（2）がけくずれ対策

本市には丘陵地及びがけ地周辺まで宅地化した集落，また生業上がけ地周辺に居住を余儀なくされているところなど，がけくずれ災害が予想される危険な区域が存在する。

これらの被害を未然に防止し，又被害を最小限にとどめるため概ね次のような対策を実施する。

①危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

市は，県が実施した危険箇所について実態調査結果の情報をもとに，定期的に防災パトロール等を実施するほか，大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し，災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

②所有者等に対する防災措置の指導

市は，防災パトロールの結果，著しく危険と判断される急傾斜地においては，その土地の所有者，管理者又は占有者，被害を受けるおそれのある者に対して，危険である旨の説

明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう県と調整するものとする。

③急傾斜地の指定及び指定基準の概要

ア 指定

急傾斜地の崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずる地域及び崩壊を助長誘発するおそれがある地域を、市長の意見を聞いて、県知事が指定する。

イ 指定基準の概要

傾斜度が30度以上、高さが5m以上のがけで、崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上ある区域又は官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのある区域とする。

(3) 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。

また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

3. 交通計画

水害等に備えての道路の災害予防及び維持補修は次によるものとする。

(1) 道路建設上配慮すべき事項

- ①平面線形，できるだけ河川との接近や湿地，沼等を避ける。
- ②縦断線形，平たん地における切土法面はなるべく取らず，水田等を通過する場合，洪水による水位の増に対し安全な高さを確保する。
- ③横断勾配は，路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配をとる。
- ④路側，横断構造物，切土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所，盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用），水田を通る部分等にはコンクリート擁壁，間知石積を施し法面の保護を図る。
- ⑤横断排水構造物は，洪水時に十分な排出のできる通水断面を確保する。
- ⑥排水側溝，路面水を処理し，速やかに排水路に導き，地下水が高く路面排水困難な所は暗渠等を設置する。

(2) 道路防災事業計画

災害対策事業等により，災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消を図る。

4. 都市計画

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

(1) 「整備、開発及び保全の方針」の充実

都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の中で、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

(2) 防火地域及び準防火地域の指定

木造家屋が密集している危険な地域の災害を最小限におさえるため建築物個々の不燃化とともに、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって都市計画法の規定に基づき防火地域及び準防火地域の指定を行うものとする。

(3) 建築基準法第 22 条に基づく区域指定

防火地域及び準防火地域以外の市街地について耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造らなければならない区域の指定を行い、火災の延焼防止を図る。

(4) 災害危険区域の指定

地方公共団体は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとるものとする（災害危険区域は急傾斜の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条 1 項により指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。）。

(5) 都市計画事業の推進

市は、災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。

(6) 建築物や地下通路等の防災体制の強化

市は、建築物や地下通路等を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するよう努める。

また、市は、地下通路の管理者等に対して、浸水被害を防止するため、土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう周知する。

(7) 災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導

浸水の危険性がある地域については、災害を未然に防ぐため、開発の抑制を行うとともに、都市再生特別措置法第 81 条に基づく立地適正化計画策定にあたっては、都市機能誘導区域及び住居機能誘導区域から除外するなど、土地利用の規制や誘導を行うものとする。

5. 教育計画

(1) 防災上必要な教育の実施

- ①学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- ②教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。
- ③市及び教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

(2) 防災上必要な訓練の実施

- ①校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ②校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- ③学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

(3) 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

校長等は、災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防・避難及び救助に関する施設・設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

(4) 学校等施設・設備の災害予防措置

校長等は、災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- ①学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。
- ②校地等の選定・造成をする場合は、がけ崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- ③学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

(5) 文化財保護

本市は、茨城県の中でも多くの文化財が所在する市である。特に鹿島神宮には国宝「直刀」をはじめ「鹿島神宮本殿・拝殿・幣殿・石の間」「鹿島神宮楼門」「鹿島神宮撰社奥宮本殿」「鹿島神宮仮殿」などの重要文化財建造物群は桃山建築様式を伝えるものとして貴重である。

さらに、天然記念物としての国指定「ハマナス自生南限地帯」茨城県指定「鹿島神宮樹叢」などがある。

このような国宝及び重要文化財・天然記念物を災害から保護するため、構造強度の点検や、消防設備の充実、倒木の防止に努めるものとする。また、防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図るとともに、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

なお、鹿島神宮では火災を防御するために自衛消防隊を組織し、火災報知器、消火栓、放水銃、小型動力ポンプ、消火器、貯水槽、用水池等を設置している。

6. 農地農業計画

(1) 農地計画

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

①土地改良事業

災害に強い農業経営を図るため、土地改良事業を推進するほか、併せて農業用地及び排水路等についても整備を進める。

表 2.2.1 土地改良事業

土地改良事業名	面積	完了日
鹿島湖岸南部土地改良事業	327ha	昭和 46 年完了
鹿島海岸土地改良事業	95ha	昭和 64 年完了
鹿島湖岸北部土地改良事業	329ha	平成 2 年完了
鱒川土地改良事業	137ha	平成 7 年完了
大野土地改良事業	270.7ha	昭和 55 年完了
武井志崎土地改良事業	102.8ha	昭和 62 年完成
大野中部土地改良事業	183.7ha	平成元年完了
大野東部土地改良事業	50ha	昭和 49 年完了
大野台地土地改良事業	171.1ha	平成 19 年完了

②湖岸堤防整備

北浦に隣接する農用地を直接外水から保全するため、堤防、樋門及びこれらの付帯施設の新設又は改修を行う。

③湛水防御事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

④水質障害対策事業

農業用用水路・排水路の水質汚濁による農作物等への被害を解消するため、用排水路の新設、改修又は水質浄化施設の整備を行う。

⑤地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

(2) 農業計画

①災害の未然防止対策

ア 気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意報等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

イ 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

②農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

(3) 資材の確保

①防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

②薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

(4) 家畜対策

①低湿地畜舎は周囲の盛土や排水路の整備を行う。

②増浸水の場合を想定して避難移動場所の確保を図る。

③倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

7. 防災教育の実施

(1) 防災行動力の強化

市は、市民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるとともに、下記に示す防災知識の普及啓発に努める。

- ア 風水害時の危険性
- イ 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- ウ 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- オ 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- カ 自主防災組織等の地域での防災活動
- キ 要配慮者への支援協力
- ク 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼育についての準備等
- ケ 日頃から点検の重要性
- コ その他地域の実情に応じて市民の安全確保に必要な情報

(2) 浸水深及び浸水時間等に応じた水・食料等の備蓄

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所等の公共施設において、浸水深、浸水継続時間等に応じて水・食料等の備蓄に努める。

また、市民に対して、自宅周辺の浸水深、浸水継続時間等に応じて水・食料等の備蓄に努めるよう周知する。

(3) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

水害保険は、水害後の被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であることから、市は、水害保険・共済制度の普及促進に努める。

(4) 住民参加型ワークショップの開催

市は、主に治水優先度の高い地域や洪水浸水想定区域内の市民を対象に、河川の注意すべき箇所を周知するとともに、マイマップ（地域の危険箇所や安全な避難経路を記した地図を近隣住民同士で作成）やマイ・タイムライン作成（自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理）等の住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

その他については、「地震災害対策計画編 第2章 第4節 1. 防災教育の実施」に準じる。

8. 防災訓練の実施

「地震災害対策計画編 第2章 第4節 2. 防災訓練の実施」に準じる。

9. 防災組織等の活動体制の整備

「地震災害対策計画編 第2章 第1節 3. 防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

10. 要配慮者支援

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、県、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、市地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

なお、詳細は地震災害対策計画編に準じるものとする。

（1）要配慮者利用施設の安全体制の確保

①防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図る。

また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

②緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

③防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

④防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

⑤避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市に報告するものとする。

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

表 2.2.2 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設一覧

	施設の名称	施設の種別	施設所在地	洪水浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
1	鹿島育成園生活支援センター	グループホーム	鹿嶋市大字谷原 1327 番地 3	○	
2	豊津小学校児童クラブ	放課後児童クラブ	鹿嶋市大字大船津 2328 番地 1	▲	
3	大同西小学校児童クラブ	放課後児童クラブ	鹿嶋市大字武井 264 番地		▲
4	大船津保育園	保育所	鹿嶋市大字大船津 3537 番地	○	
5	月の輪保育園	保育所	鹿嶋市大字下埜 1366 番地	○	
6	認定こども園 大野ひかり保育園	幼保連携型 認定こども	鹿嶋市大字中 1593 番地 1	○	
7	鹿嶋市立はまなす幼稚園		鹿嶋市大字中 595 番地 1		○
8	鹿嶋市立大同西小学校		鹿嶋市大字武井 264 番地		○
9	鹿嶋市立豊津小学校		鹿嶋市大字大船津 2328 番地 1	○	
10	地域子育て支援センター		鹿嶋市大字須賀 372 番地 1	○	
11	ひまわりクラブ	児童発達支援・放課後等 デイサービス	鹿嶋市大字長栖 2288 番地 178	○	

※○：避難確保計画 作成済施設

▲：避難確保計画 未策定施設

(2) 要配慮者の救援体制の確保

① 要配慮者の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者にかかる情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、保健所等関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

② 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

市は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障がい者など情報入手が困難な障がい者に対して、個別受信機など通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、市は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

③相互協力体制の整備

市は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、市は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難支援計画の策定をするとともに、避難支援体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

④防災知識の普及・啓発，防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

（3）外国人に対する防災対策の充実

「地震災害対策計画編 第2章 第3節 5 要配慮者の安全確保のための備え」に準じる。

※資料編

- 土砂災害防止法指定箇所
- 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所
- 急傾斜地危険箇所
- 鹿嶋市の教育施設及び防災設備
- 鹿嶋市内の指定文化財

第3節 被害軽減への備え

1. 情報通信ネットワークの整備

「地震災害対策計画編 第2章 第1節 4. 情報通信ネットワークの整備」に準じる。

2. 消火活動, 救助・救急活動への備え

「地震災害対策計画編 第2章 第3節 2. 消火活動, 救助・救急活動への備え」に準じる。

3. 医療救護活動への備え

「地震災害対策計画編 第2章 第3節 3. 医療救護活動への備え」に準じる。

4. 被災者支援のための備え

「地震災害対策計画編 第2章 第3節 4. 被災者支援のための備え」に準じる。

5. 要配慮者の安全確保のための備え

「地震災害対策計画編 第2章 第3節 5. 要配慮者の安全確保のための備え」に準じる。

6. 緊急輸送への備え

「地震災害対策計画編 第2章 第3節 1. 緊急輸送への備え」に準じる。

7. 物資の備蓄・受入体制の整備

「地震災害対策計画編 第2章 第3節 4. 被災者支援のための備え」に準じる。

第3章 風水害等応急対策計画

第1節 初動対応

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進める。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

1. 市職員の動員・配備

市及び関係機関は、市内において災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。そのため、市長は、基準に基づいて配備体制を発令する。

また、災害発生のおそれがある時あるいは災害発生直後に、あらかじめ定められた職員は業務時間の内外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。

(1) 職員の配備体制の基準及び内容

市は、気象状況、災害の状況等に応じて職員の配備体制をしく。その基準は次のとおりである。

ただし、災害の種類、規模、発生の時期等によって特に必要と認めるときは、基準と異なる配備体制をしくことができる。

表 3.1.1 配備基準

体制区分		基準	配備人員	災害対策本部等の設置
準1号配備 (警戒体制)	第1	大雨、洪水警報のいずれかが鹿嶋市に発表され危険な状態が予想されるとき。	あらかじめ定め る防災関係職員	なし。
	第2	大雨、洪水、暴風、警報のいずれかが鹿嶋市に発表されたとき、又は、その他の状況により防災担当部長が必要と認めたとき。	あらかじめ定め る防災関係職員	災害対策連絡協議会を 招集する。
1号配備 (非常体制第1)		準1号配備第2の体制をとっており、かつ大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は、その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が 円滑に行える体制	災害対策本部を設置す る。
2号配備 (非常体制第2)		局地的災害が発生した場合、又は、その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	人員を大幅に増 員し、災害応急対 策が円滑に行え る体制	

3号配備 (非常体制第3)	市内全域にわたって大規模な災害が発生した場合、又は、その他の状況により本部長が必要と認めたとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。
------------------	--	--------------------------	--------------

(2) 職員の動員

職員の動員基準を以下のように定め、災害発生時の参集の遅れや混乱が生じないようにする。

①災害情報の伝達

ア. 勤務時間内

防災担当課長は、気象や災害発生に関する情報を収受した場合は、防災担当部長に報告する。

イ. 勤務時間外

当直者は、気象や災害発生に関する情報を収受した場合は、防災担当課長に連絡する。防災担当課長は、防災担当部長に連絡する。

②職員の配備体制の決定

ア. 準1号配備（警戒体制）

気象情報（警報）及び被害情報等に基づく防災担当課長の報告をもとに、防災担当部長が職員の配備体制の決定基準に基づき決定する。

イ. 1号配備～3号配備（非常体制第1～第3）

防災担当課長の報告をもとに、防災担当部長が状況を判断し、配備体制の決定基準に照らして必要があると認める場合は市長に連絡し、市長が職員の配備基準に基づき決定する。

ただし、緊急を要し、防災担当部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災担当部次長が代行する。また、市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行する。

ウ. 決定者

上記ア. 及びイ. の決定者は次のとおりとする。

表 3.1.2 動員配備体制の決定者

	決定者	代 決 者	
		1	2
準1号配備	防災担当部長	防災担当次長	防災担当課長
1号配備 2号配備 3号配備	市長	副市長	防災担当部長

エ. 職員の動員

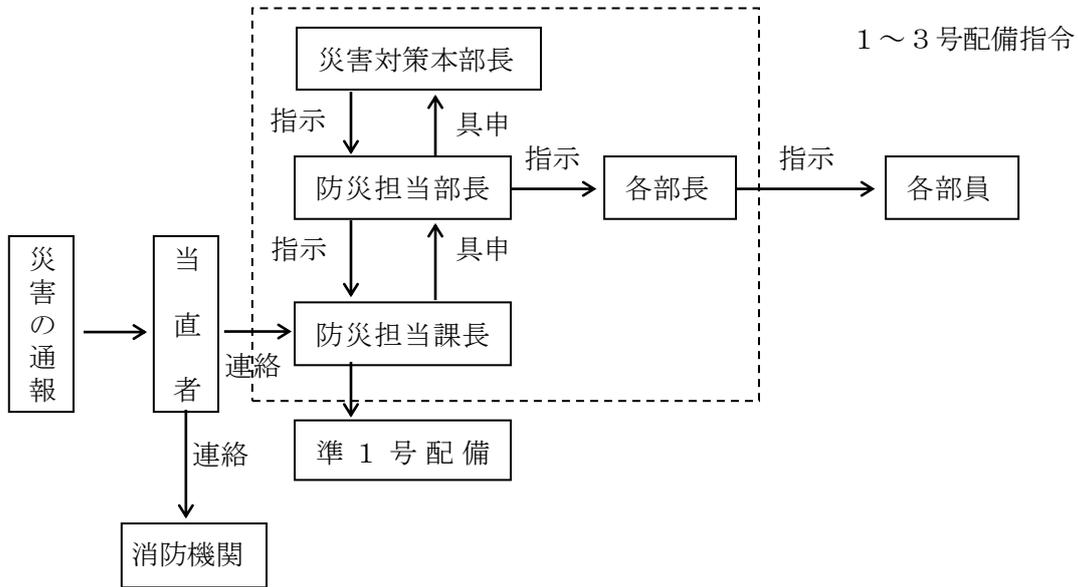
防災担当部長は、②における配備体制の決定に基づき、応急対策実施のため、必要な職員の動員を行うものとする。

また、動員に当たっては各機関において職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

a. 動員の伝達系統

動員伝達系統を次に示す。なお、警戒体制の伝達については、防災担当部長の指示に基づき、防災担当課長が行う。

図 3.1.1 動員伝達系統



b. 動員の伝達手段

i 勤務時間中における動員の伝達

- ・庁内の放送設備及び電話等による伝達

防災担当課長は、庁内放送及び庁内電話等により職員に対し、動員の伝達をする。

ii 使送による伝達

- ・庁内放送及び庁内電話等が使用できない場合は、防災担当課長は、課員の使送により、各部長に動員の伝達をする。
- ・各部長は各課長に、また、各課長は各課員に伝達する。

c. 勤務時間外における動員の伝達

i 参集メールシステムによる伝達

防災担当課長は、市で整備する参集メールシステムを用い、配備状況に応じた参集メンバーに動員の伝達を行う。

ii 電話による伝達

防災担当課長は、一般加入電話あるいは携帯電話を用い各部長、本部事務局員に動員の伝達をする。

各部長は各課長に、各課長はそれぞれの所属職員に、あらかじめ定めている非常連絡系統により一般加入電話あるいは携帯電話を用いて動員の伝達をする。

iii ラジオ・テレビによる伝達

電話による伝達が不能の場合、市長は、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づきエフエムかしま市民放送株式会社に対し、動員に関する放送を要請し伝達する。このような状況の場合は、職員はラジオ放送を傾聴するよう努めるものとする。

オ. 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、防災担当部長に報告するものとする。
また、防災担当部長は市長に報告するものとする。

[報告事項]

- 部名
- 動員連絡済人員数
- 動員連絡不可能人員数及び同地域
- 登庁人員数
- 登庁不可能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- その他

(3) 職員の参集

災害の発生時間が夜間あるいは休日となる場合や、風水害等により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は該当する規定に基づいて的確に行動する。

①自主参集

職員は、勤務時間外に強い風雨等による災害発生のおそれを感じた場合は、自主的に登庁するよう努めるものとする。

なお、あらかじめ定められた防災関係職員は、原則として速やかに参集するものとする。

②非常時の措置

職員は、速やかに所属部署への登庁を目指すこととし、その際、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。

大規模な災害が発生した場合、通常利用している公共交通機関が停止したり、道路が車両通行不能になることも予想されることから、あらかじめ複数の登庁手段を検討しておくものとする。

また、携帯電話等を利用して情報連絡手段を確保する。

なお、災害により所属部署への登庁が不能となった場合は、以下に基づき行動する。

ア 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため登庁が不能となった場合は、登庁可能な最寄りの出先機関等に参集し、当該機関の長の指示を受け災害応急対策に従事する。

イ 参集した場合の措置

a 職員は、当該出先機関等の長に自己の所属部署、職氏名、参集できない理由を報告する。

b 当該出先機関等の長は、前述により報告を受けた職員の職氏名及び勤務状況等について当該職員の所属部長に速やかに連絡する。

ウ 勤務場所への復帰

出先機関等の長は、災害状況の好転に伴い、非常参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともにその旨を当該職員の所属長に連絡するものとする。

2. 災害対策本部

市は、市内で災害が発生した場合、民間団体、市民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、市は防災対策の中核機関として災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行に当たるものとする。

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項の規程により、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、鹿嶋市災害対策本部条例に基づき設置するものである。

(1) 災害対策本部の設置規定

災害発生から災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、災害対策本部の設置基準を以下のように定める。

①災害対策連絡協議会招集基準

災害対策連絡協議会は、次の場合に招集する。

ア. 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかが発表された場合

イ. その他防災担当部長が特に必要と認めた場合

②災害対策本部設置基準

本部は、次の場合に設置する。

ア. 大雨、洪水、暴風、高潮警報のいずれかが発表されており、かつ大規模な災害が発生するおそれがある場合

イ. その他本部長が特に必要と認めた場合

③災害対策本部廃止基準

本部は次の場合に廃止する。

ア. 災害応急対策が概ね完了した場合

イ. その他本部長が必要なしと認めた場合

④動員配備基準との対応

災害対策本部及び災害対策連絡協議会の設置基準と動員配備基準との対応は「第3章 第1節 1. 市職員の動員・配備」に示したとおりである。

(2) 組織

①災害対策連絡協議会

災害対策連絡協議会は防災担当部長が招集し、本部を設置するにいたるまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を迅速かつ的確に行う。

なお、構成員は次のとおりとし、協議会の庶務は防災担当課が担当する。

表 3.1.3 鹿嶋市災害対策連絡協議会構成員

役 職	職 名
委 員 長	防災担当部長
副 委 員 長	都市整備担当部長
委 員	政策企画担当部次長
〃	総務担当部次長
〃	健康福祉担当部次長
〃	福祉事務所担当次長
〃	防災担当部次長
〃	都市整備担当部次長
〃	水道事業担当部次長
〃	教育委員会事務局次長
〃	道路建設担当課長
〃	施設管理担当課
〃	農林水産担当課長
〃	防災担当課長
〃	広報担当課長

②災害対策本部

災害対策本部は本部長を市長，また，副本部長を副市長及び教育長が務める。本部には部を設け，各部長が本部員を構成する。なお，本部長は，災害の状況その他により必要があると認めるときは，特定の部・課に対して種別の異なる配備体制を指示することができる。

ア 各部の分掌事務

本部に置く部の分掌事務については、「鹿嶋市災害対策本部の分掌事務」のように定める。ただし，特例として本部長は災害の状況等により必要があると認めるときは，当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。

イ 活動体制別職員配備数

活動体制別の職員配備数の基準は，原則として「第3章 第1節 1. 市職員の動員・配備」によることとするが，各部長は災害対策状況の推移に応じ，適宜職員配備数を増減して，対策の効率的運営に努めるものとする。

ウ 災害対策本部事務局

- a 災害対策本部が設置された場合に，本部事務局を設けるものとする。
- b 本部事務局長は防災担当部長が務め，事務局員は防災担当課職員及び本部事務局長が指名する者をもって充てる。
- c 本部事務局は，本部の庶務，各部の連絡・調整及び本部長命令の伝達等を行うものとする。

エ. 災害対策現地本部

- a 災害対策本部長は，早急な諸対策等を行うために必要と認めるときは，災害対策現地本部を災害発生地域に設けることができる。

- b 災害対策現地本部長及び同本部員等については、災害対策本部長が指名する者をもってこれに充てる。
- c 災害対策現地本部にあっては、常に本部と連絡を保ち、適切な措置を講ずるものとする。

●鹿嶋市組織図

「地震災害対策計画編 第3章 第1節 2. 災害対策本部」に準じる。

●鹿嶋市災害対策本部の分掌事務

「地震災害対策計画編 第3章 第1節 2. 災害対策本部」に準じる。

(3) 設置の決定

①災害対策連絡協議会設置の決定

防災担当部長は、防災担当課長より収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、鹿嶋市災害対策連絡協議会設置規程に基づき、災害対策連絡協議会を招集する。

②災害対策本部設置の決定

気象情報、被害情報等に基づき、防災担当部長の報告をもとに本部長が状況を判断して設置を決定する。

なお、休日・夜間あるいは本部長の外出・出張中において災害が発生した場合であっても、災害対策本部は、原則として本部長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速に本部長への情報提供を行う。

③決定者

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう、上記①②の決定者及び代決者を次のとおりとする。

表 3.1.4 災害対策本部等の設置決定者

	決定者	代決者	
		1	2
災害対策連絡協議会	防災担当部長	防災担当部次長	防災担当課長
災害対策本部	市長	副市長	防災担当部長

(4) 本部の設置

災害対策本部は、市役所本庁とする。なお、使用不能な場合は、代替施設として「大野ふれあいセンター」を使用する。なお、いずれの施設も使用できない場合は、災害対策本部長が代替施設を定めるものとする。

(5) 本部の運営

①本部会議

ア 組織及び協議事項

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

- a 災害救助法の実施に関すること
- b 本部の活動体制に関すること

- c 災害対策現地本部に関すること
- d 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- e 応援に関すること
- f 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る調整に関すること
- g 災害広報に関すること
- h 県及び国に対する要望に関すること
- i 災害対策本部の廃止に関すること
- j その他重要な事項に関すること

なお、各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況、その他必要な事項について、随時、本部会議に報告する。また、会議の庶務は交通防災課が担当する。

イ 招集

本部長が必要に応じて招集する。

②本部設置等の通知及び公表

事務局長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに関係機関に対し通知するほか公表を行う。

③防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。

要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には、所属機関との連絡を確保するための、無線機等を携行させるよう配慮するものとする。

④職員の健康管理及び給食等

本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長は、所属職員の健康及び勤務の状態等を常に配意し、適切な措置をとるものとする。

⑤関係者以外の立入り制限

災害対策本部室は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限する。

(6) 県及び国の災害対策本部との連携

市は、県の災害対策本部、国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を実施する。市、県、国を含む総合的な防災体制を定め、相互に連絡調整を図るものとする。

3. 指定行政機関, 公共機関の活動体制

「地震災害対策計画編 第3章 第1節 3. 指定行政機関及び公共機関の活動体制」に準じる。

※資料編

- 鹿嶋市災害対策連絡協議会構成員
- 災害対策本部等の設置決定者
- 鹿嶋市災害対策本部条例
- 鹿嶋市災害対策連絡協議会設置規程

第2節 災害情報の収集・伝達

1. 通信手段の確保

「地震災害対策計画編 第3章 第2節 1. 通信手段の確保」に準じる。

2. 気象情報等の収集・連絡

風水害等の発生に備え、気象官署から発表される気象情報（特別警報・警報・注意報）を収集し、これをもとに災害発生の可能性や災害規模を検討して動員配備体制を確立する。

また、災害発生後も気象情報に留意して、二次災害が発生しないように配慮しながら応急対策を進める。

さらに、気象情報を防災関係機関及び市民に迅速かつ的確に伝達し、対策や避難の実施を呼びかける。

(1) 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は次頁に掲げる表のとおりである。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには、「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量，風速，潮位等の予想値を時間帯ごとに掲示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水，中小河川の増水・氾濫，竜巻等による激しい突風，落雷等については、実際に高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(2) 特別警報・警報・注意報，その他気象情報の細分区域と運用

①注意報・警報の細分区域は、次頁に掲げる表のとおりである。

②その他

水戸地方気象台（気象庁）は、特別警報・警報・注意報とは別に気象現象の推移や防災上の注意を報じるため気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、注意報・警報を補完するために発表するものがある。

ア 全般気象情報，関東甲信地方気象情報，茨城県気象情報，台風情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想，防災上の注意を解説する場合等に発表する。

イ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨

量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、「茨城県北部」・「茨城県南部」で発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

エ 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

表 3.2.1 注意報の種類と発表基準

気象注意報	風雪注意報	風雪による被害が予想される場合。 (平均風速) 陸上12m/s 以上, 海上15m/s 以上 雪を伴う。
	強風注意報	強風による被害が予想される場合。 (平均風速) 陸上12m/s 以上, 海上15m/s 以上
	大雨注意報	大雨による被害が予想される場合。 (表面雨量指数基準) 9 (土壌雨量指数基準) 93
	大雪注意報	大雪による被害が予想される場合。 (12時間降雪の深さ) 5 cm以上
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し, 火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下 (注1)
	濃霧注意報	濃霧のため, 交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。(視程) 陸上100m以下, 海上500m以下
	霜注意報	早霜・晩霜等により, 農作物に著しい被害が予想される場合。 (最低気温) 早霜・晩霜期に3℃以下
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。 (最低気温) 夏期: 15℃以下が2日以上継続 冬期: -7℃以下
	着氷・着雪注意報	著しい着氷(雪)が予想される場合。
高潮注意報	高潮による災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (潮位:東京湾平均海面) 0.9m(0.7m)	
波浪注意報	風浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (有義波高) 2.5m以上	
洪水注意報	津波, 高潮以外による洪水によって, 災害が起こるおそれがあると予想される場合。次のいずれかの基準に達した場合。 (雨量基準) 1時間雨量 30mm (指定河川洪水予報による基準) 霞ヶ浦・北浦【白浜】	

注1) 湿度は水戸地方気象台の値。

※水戸地方気象台公表資料をもとに作成 (平成30年5月30日現在)

表 3.2.2 警報の種類と発表基準

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴風警報	暴風により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (平均風速) 陸上20m/s以上、海上25m/s以上
	暴風雪警報	暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (平均風速) 陸上20m/s以上、海上25m/s以上 雪を伴う。
	大雨警報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 大雨警報(浸水害) (表面雨量指数基準) 19 大雨警報(土砂災害) (土壌雨量指数基準) 135
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (12時間降雪の深さ) 10cm以上
高潮警報		高潮による重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (潮位:東京湾平均海面上) 1.4m(1.2m(暫定基準))
波浪警報		風浪、うねり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (有義波高) 6.0m以上
洪水警報		津波、高潮以外による洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 (雨量基準) 平坦地: 1時間雨量50mm 平坦地以外: 1時間雨量60mm (指定河川洪水予報による基準) 霞ヶ浦・北浦【白浜】

※水戸地方気象台公表資料をもとに作成(平成30年5月30日現在)

表 3.2.3 記録的短時間大雨情報の発表基準

種 類	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	1時間雨量100mm

※水戸地方気象台公表資料をもとに作成(平成30年5月30日現在)

表 3.2.4 特別警報の発表基準

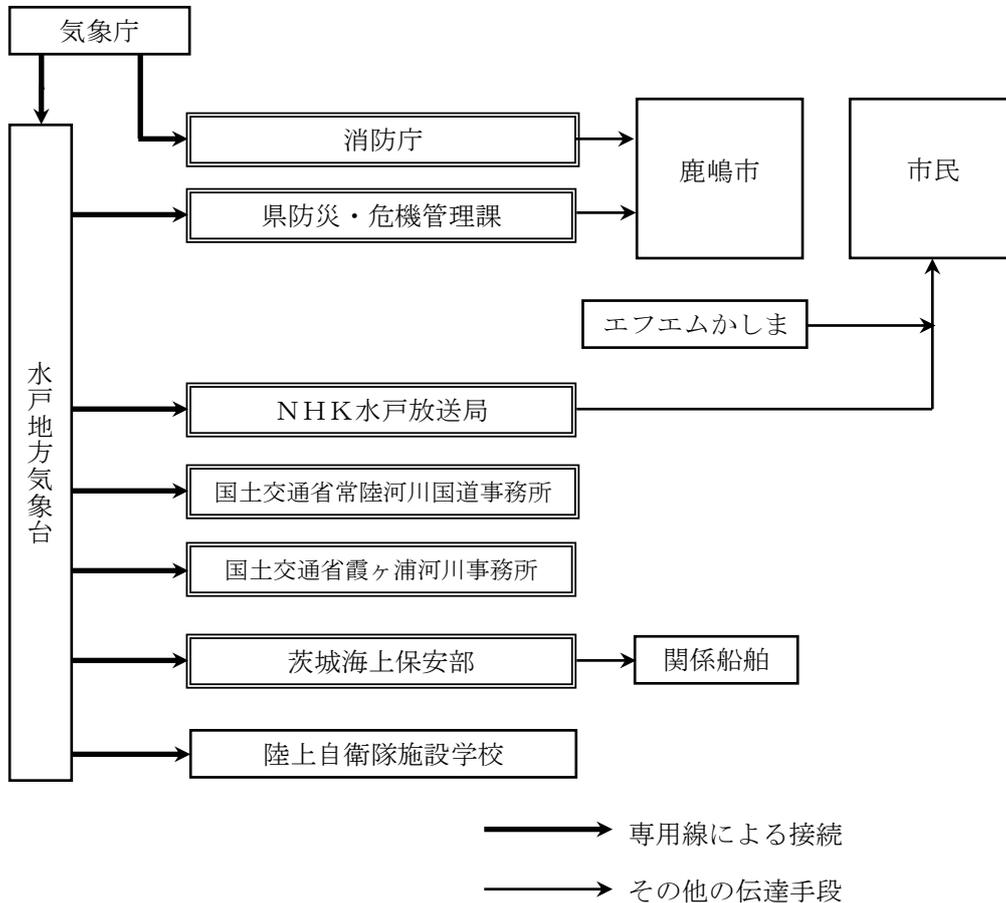
現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風の同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(出典:気象庁HP)

(3) 特別警報・警報・注意報の伝達

①水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は、下図のような伝達系統図で本市に伝達される。



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

図 3.2.1 特別警報・警報・注意報の伝達系統図

②県関係

県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市及び消防本部に通知する。

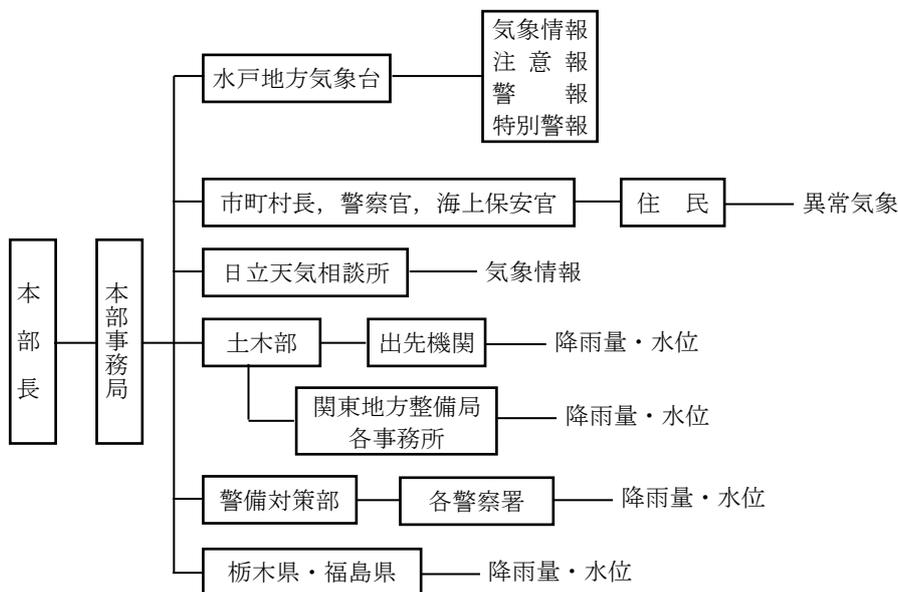
特に、気象等の特別警報については、確実に情報伝達できるよう、関係市町村には電話連絡するなど、複数の手段を用いて伝達するよう努めるものとする。

また、気象台から特別警報や警報、その他の気象情報の通報を受けた場合には、ホームページや県防災情報メール、ツイッターなどを活用して、市民に情報を提供するよう努めるものとする。

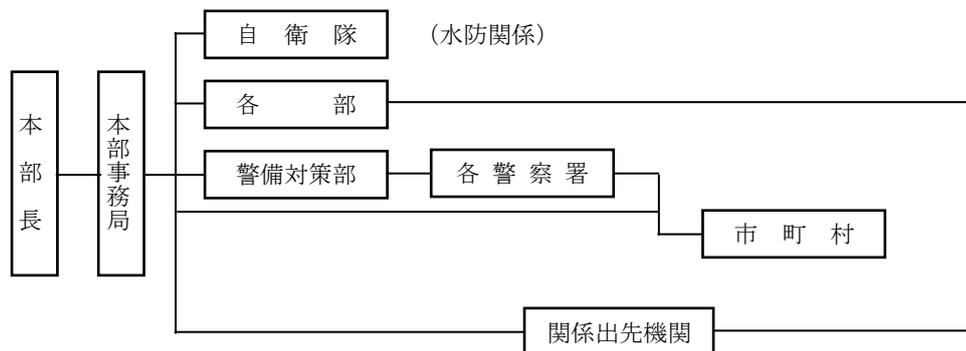
なお、県災害対策本部が行う特別警報・注意報、警報及び気象情報の収集及び伝達系統は、下図のような伝達系統図で本市に伝達される。

図 3.2.2 県災害対策本部が行う特別警報・注意報、警報及び気象情報の収集及び伝達系統

ア 収集系統



イ 伝達系統



③東日本電信電話株式会社（NTT東日本）関係

水戸地方気象台からNTT番号情報株式会社に通報された警報は、NTT東日本の通信系統により関係の各市町村に伝達される。

この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

表 3.2.5 特別警報及び警報の種類

特別警報の種類	警報の種類
暴風特別警報	暴風警報
暴風雪特別警報	暴風雪警報
大雨特別警報	大雨 //
大雪特別警報	大雪 //
波浪特別警報	波浪 //
高潮特別警報	洪水 //
	高潮 //

④日本放送協会（NHK）関係

水戸地方気象台からNHK水戸放送局に気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送されることになっており、茨城放送（IBS）もこれに準じている。

表 3.2.6 NHK水戸放送局及び茨城放送局等の気象専用回線

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	J O A K	594K H z	300KW
NHK東京テレビジョン放送 (総合)	J O A K - D T V	東京 27 c h (UHF)	10KW
NHK水戸FM放送(水戸)	J O E P - F M	83.2MH z	1 K W
〃 (日立)	〃	84.2	100W
〃 (北茨城)	〃	82.9	100W
〃 (大子)	〃	84.8	10W
NHK水戸デジタルテレビジョン放送(総合)	J O E P - D T V	水戸 20 C H (UHF) 日立 20 C H (〃) 十王 47 C H (〃)	300W 3 W 10W UHF サテライト局は他に 25 局ある (R1.7.1 現在)
茨城放送水戸放送局	J O Y F	1,197K H z	5 K W
茨城放送土浦放送局	J O Y L	1,458K H z	1 K W
茨城放送水戸(加波山)	F M	94.6MHz	1KW
茨城放送日立(高鈴山)	F M	88.1MHz	0.1KW
茨城放送守谷	F M	88.1MHz	0.02KW

(4) 洪水予報河川の洪水予報

①国が管理する河川の洪水予報

水戸地方気象台は、霞ヶ浦河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報(氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報)を発表する。(警戒レベル2～5に相当する。)

これらの洪水予報は、霞ヶ浦河川事務所が茨城県(河川課)に通報し、潮来土木事務所を通じて本市に伝達される。なお、本市への北浦及び鰯川の洪水予報の伝達は、霞ヶ浦河川事務所からも行われる。

表 3.2.7 国が管理する河川の洪水予報

洪水予報発表 河川名	国土交通省関東地方整備局 担当官署	気象庁 担当官署
北浦・鰯川	霞ヶ浦河川事務所	水戸地方気象台
常陸利根川 (外浪逆浦・常陸川)		

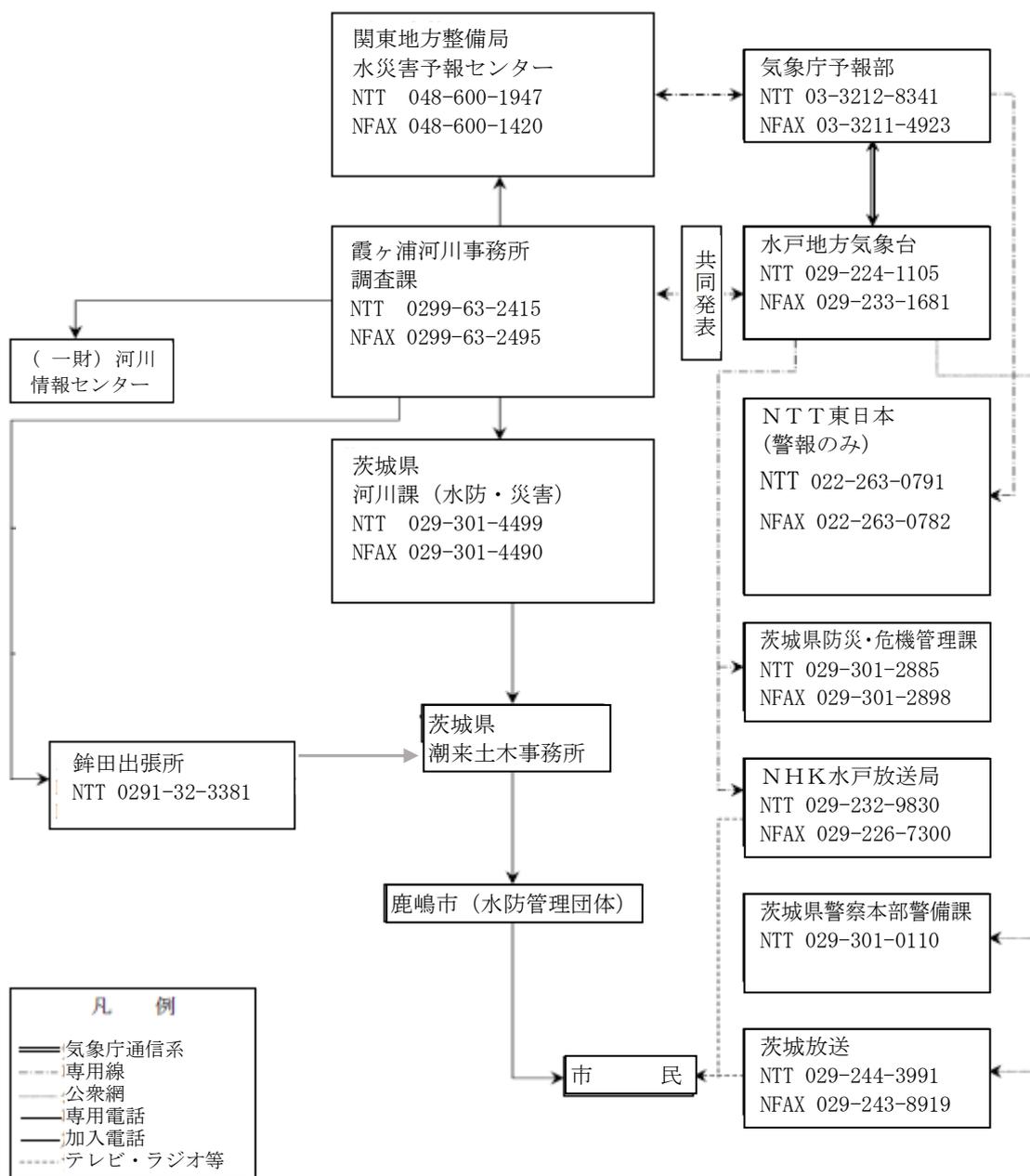
表 3.2.8 国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）

担当官署	伝達先	伝達方法
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	F A X又は専用電話
	関係市町村	F A X又は専用電話
	河川情報センター	専用回線F A X
水戸地方気象台	常陸河川国道事務所	専用回線
	県（防災・危機管理部）	
	陸上自衛隊施設学校	
	N H K水戸放送局	
	N T T東日本又はN T T西日本 ※1	
	茨城県警察本部	インターネット
	茨城放送	

※1：N T T東日本又はN T T西日本への伝達は洪水警報のみ

※2：地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減により一層貢献するため、茨城県を通じた情報伝達に加えて、インターネットを活用したシステムにより県及び市町村の防災機関や報道機関等に提供している。

図 3.2.3 伝達系統図（北浦・鰐川）



(出典：茨城県地域防災計画風水害等対策計画編 那珂川・久慈川の事例をもとに作成)

②市及び防災関係機関の措置

ア 市の措置

- a 市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- b 市において情報の伝達を受けた場合は、防災担当部長は各部長に伝達するとともに、庁内放送等により職員へ伝達する。
- c 情報の伝達を受けた場合は、速やかに防災関係機関（消防団）、学校等の公共的施設、一般市民、その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。

イ 防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

(5) 火災気象通報

水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

①通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度 60%以下で、最小湿度 40%以下になると予想される場合。 平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

②通報の対象地域

茨城県全域を対象とする。地域を限定して発表できる場合は、「北部」、「南部」、「県北地域」、「県央地域」、「鹿行地域」、「県南地域」、「県西地域」を用いる。

③通報先及び通報手段

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課とし、通信手段は、防災情報システムとする。

④通報文の構成

ア 標 題

イ 発表官署名及び発表・解除 日 時 分

ウ 本文は主文及び予想値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）

⑤通報の基準

気象状況が実施基準になると予想された場合は直ちに通報する。

(6) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時に、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市を特定して警戒を呼び掛ける情報で、茨城県と水戸気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判別メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。（警戒レベル

4に相当する。)

(7) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、水戸地方気象台から発表される。

雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、「茨城県北部」・「茨城県南部」で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

市は、竜巻注意情報が発表された際には、多様な情報伝達手段を活用して、市民に外出を控えるなど注意を呼び掛ける。

(8) 異常現象発見者の通報義務

①市民

地割れ、異常出水・湧水等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により次の最も近い場所に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

ア 鹿嶋市役所

イ 鹿嶋警察署

ウ 鹿島地方事務組合消防本部及び各消防署

エ 鹿島海上保安署

②市職員等

通報を受けた市職員、警察官、消防職員、海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

③市長

通報を受けた場合、市長は、水戸地方気象台、県(防災・危機管理部 防災・危機管理課)、その他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。

(9) 降雪及び路面状況の情報収集

雪害に対応するためには、気象情報や路面状況の把握が重要であることから、気象台からの情報をはじめとして、市内各地の気象・路面状況を常に把握する必要がある。

したがって、市内要所の市民等からの情報収集により、状況変化への迅速な対応を行うための情報収集に努める。

3. 被害状況の把握

市は、災害時の応急対策を実施していくうえで不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

(1) 被害概況の把握

市は、災害後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

(2) 被害情報・措置情報の収集・伝達

①被害情報・措置情報の種類

市が収集整理する被害情報及び措置情報は次のとおりである。その詳細は、「第3章 第2節 4. 被害状況等の報告」に示す報告の様式に示された項目となる。

ア 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関し、以下の項目を把握する。

- a 被害発生時刻
- b 被害地域（場所）
- c 被害様相（程度）
- d 被害の原因

イ 措置情報

- a 災害対策本部の設置状況
- b 主な応急措置（実施、実施予定）
- c 応急措置実施上の措置
- d 応援の必要性の有無
- e 災害救助法適用の必要性

②情報収集伝達の方法

市が収集した被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報共有システムを利用して行う。

なお、報告すべき内容の主なものは次のとおりである。

ア 被害状況の情報

報告名称、報告状況、登録者、報告日時、報告者、発生日時、被災場所

イ 報告種別

人的、建物、浸水、火災、その他（河川・公共建物等）、避難対策状況、本部設置状況

③情報伝達の流れ

市が収集した災害情報は、把握した防災関係機関から災害情報共有システムを利用して収集し、県災害対策本部において集約する。

なお、県災害対策本部未設置段階では、防災・危機管理部 防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。

④各機関の情報収集・伝達活動

ア 市の活動

- a 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ち

に被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後 10 日以内に行うものとする。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後 30 分以内で可能な限りわかる範囲内でその第一報を報告するものとする。

- i 市災害対策本部が設置されたとき
 - ii 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
 - iii 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
 - iv 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- b 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- c 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- d 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

（3）市の情報収集

被害状況に関する情報は、市職員の調査や、消防及び警察等の防災関係機関からの連絡、市民からの通報を集約し、災害対策本部にて取りまとめる。

ただし、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報は発信されなくなる。したがって、連絡がとれない地区については、重大な被害が発生しているものと想像し、最悪の事態に対応すべく、災害対策本部から人員を派遣して積極的な情報収集を行う。

①情報収集体制の整備

被害状況を迅速かつ正確に把握するため、被害の種別ごとの情報の収集及び報告、調査員の配置、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真撮影等について、速やかに協議を行うものとする。

②防災関係機関との連携

市は、災害情報の収集を行う場合、鹿嶋警察署、鹿嶋・大野消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

また、管理者が明確なライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受ける。

さらに市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求める。

③速報性

初動段階では被害に関する細かい数値は不要である。むしろ、災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要であり、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、

情報収集担当者は速報性を心がける。

また、現場の状況等により具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、罹災人員は平均世帯人員により計算し速報するものとする。

④被災者・世帯の確認

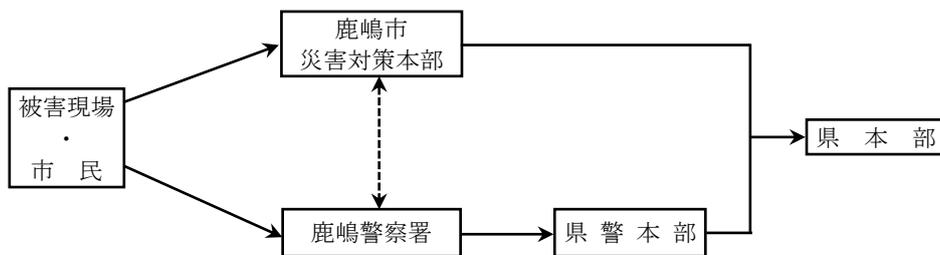
家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

(4) 被害種類別の情報収集・伝達方法

市は、発生する被害の種類によって関係する機関、伝達径路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

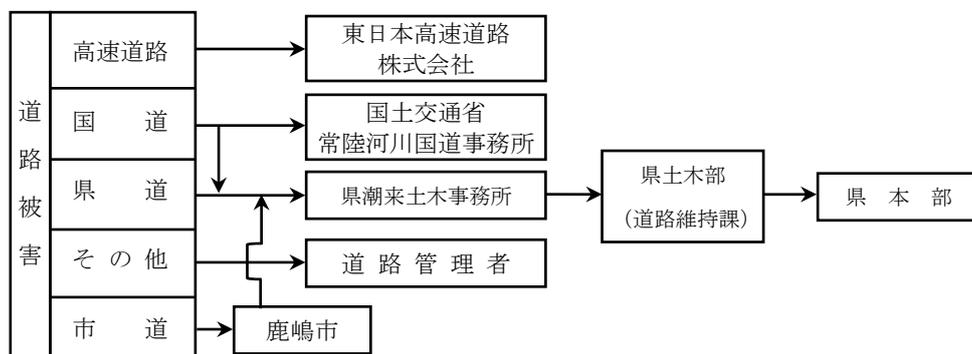
①情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）

図 3.2.4 情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



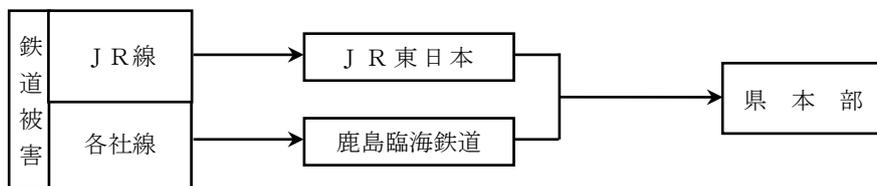
②情報収集・伝達系統2（道路被害）

図 3.2.5 情報収集・伝達系統2（道路被害）



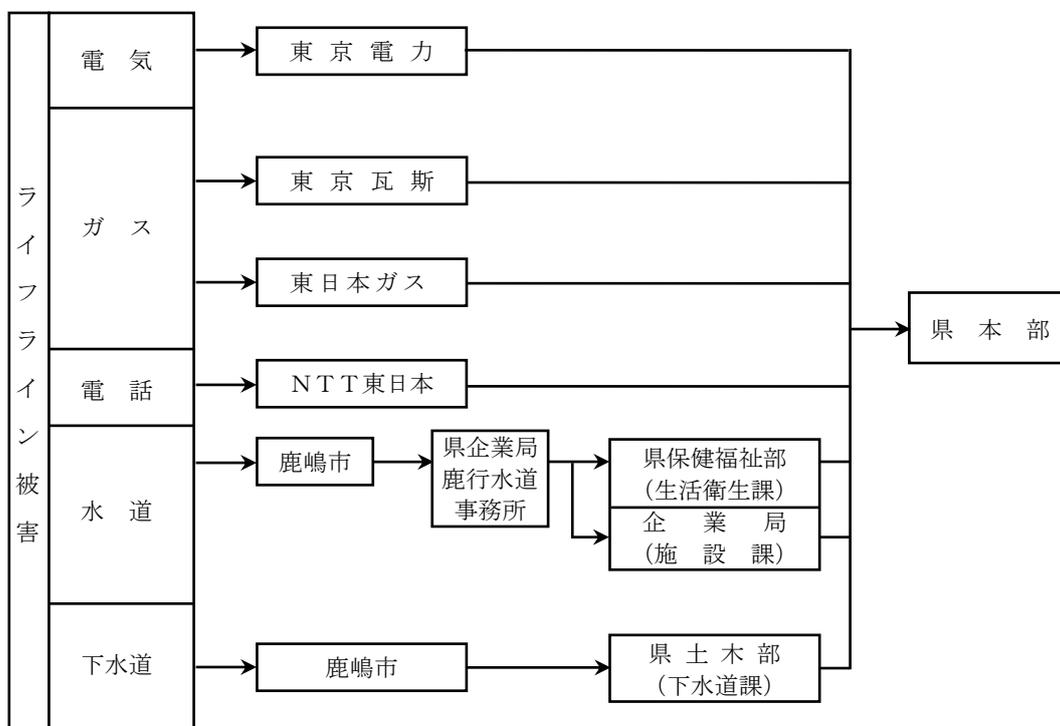
③情報収集・伝達系統3（鉄道被害）

図 3.2.6 情報収集・伝達系統3（鉄道被害）



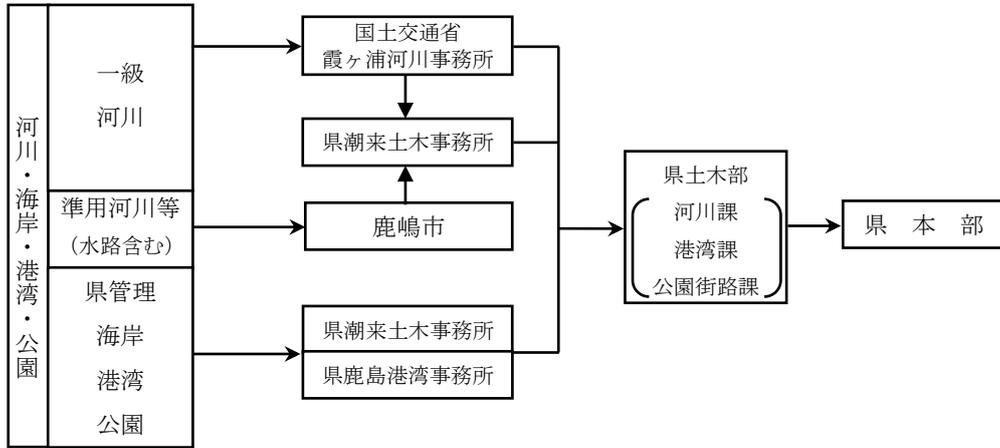
④情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）

図 3.2.7 情報収集・伝達系統4（ライフライン被害）



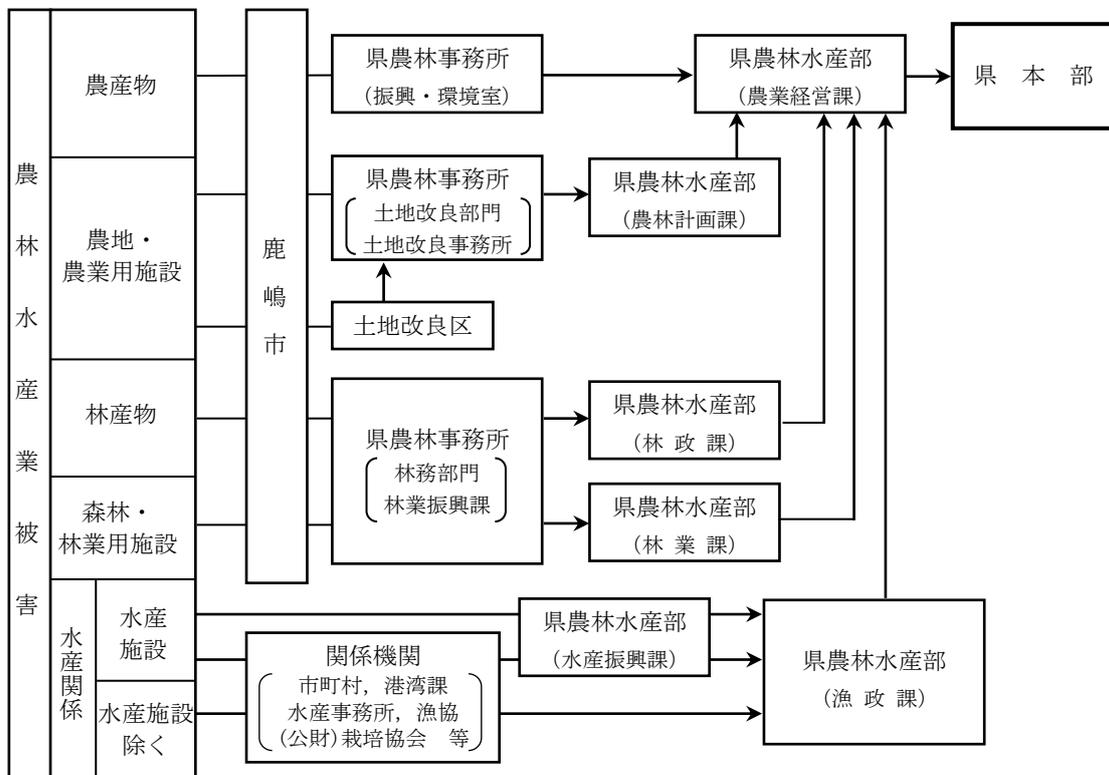
⑤情報収集・伝達系統5（河川，海岸，港湾）

図 3.2.8 情報収集・伝達系統5（河川，海岸，港湾，ダム，公園）



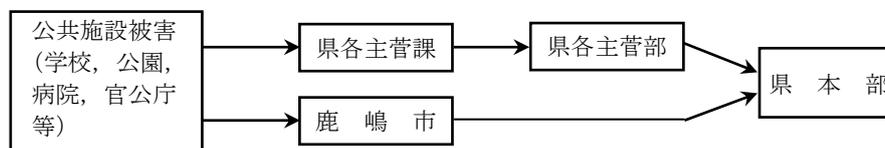
⑥情報収集・伝達系統6（農産物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地，漁業被害）

図 3.2.9 情報収集・伝達系統6（農産物，農地，農業基盤，林産物，林地，林業基盤，山地，漁業被害）



⑦情報収集・伝達系統7（その他公共施設）

図 3.2.10 情報収集・伝達系統7（その他公共施設）



(5) 被害の判定基準

被害の判定に当たっては、資料編の「被害区分別の判定基準表」を参照すること。

4. 被害状況等の報告

「地震災害対策計画編 第3章 第2節 2. 災害情報の収集・伝達・報告」に準じる。

5. 災害情報の広報

「地震災害対策計画編 第3章 第2節 3. 災害情報の広報」に準じる。

6. 水防

水防は、市（水防管理者）及び知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行うものとする。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防御に関しては次に定めるところにより行う。

（1）水防管理団体の責任(水防法第3条)

水防管理団体は、管轄区域内の水防活動が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない。水防管理団体たる市は、これらにしたがって応急対策活動を実施する。

- ①水防組織の確立
- ②水防団，消防団の整備
- ③水防倉庫，資機材の整備
- ④通信連絡系統の確立
- ⑤平常時における河川，海岸，堤防等の巡視
- ⑥水防時における適切な水防活動の実施
 - ア 水防に要する費用の自己負担の確保
 - イ 水防団又は消防団の出動体制の確保
 - ウ 通信網の再点検
 - エ 水防資機材の整備，点検及び調達並びに輸送の確保
 - オ 雨量，水位観測を的確に行うこと
 - カ 農業用取水堰及び水閘門等の操作
 - キ 堤防等決壊及び決壊後の措置を講ずること
 - ク 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
 - ケ 市民の水防活動従事の指示
 - コ 警察官の出動を要請すること
 - サ 避難のための立退きの指示
 - シ 水防管理団体相互の協力応援
 - ス 水防解除の指示
 - セ 水防てん末報告書の提出

（2）水防計画

本市には、北浦及び鰐川の沿岸に重要水防箇所が多数存在している。これらの堤防において水位上昇による溢水や決壊が発生した場合、沿岸地区がさらに大きな危険にさらされる。したがって、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるための対策を実施する。

（3）水防活動

①水位や堤防の状況の監視

北浦や鰐川等の著しい水位上昇や堤体の亀裂、湧水の発生等の変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。

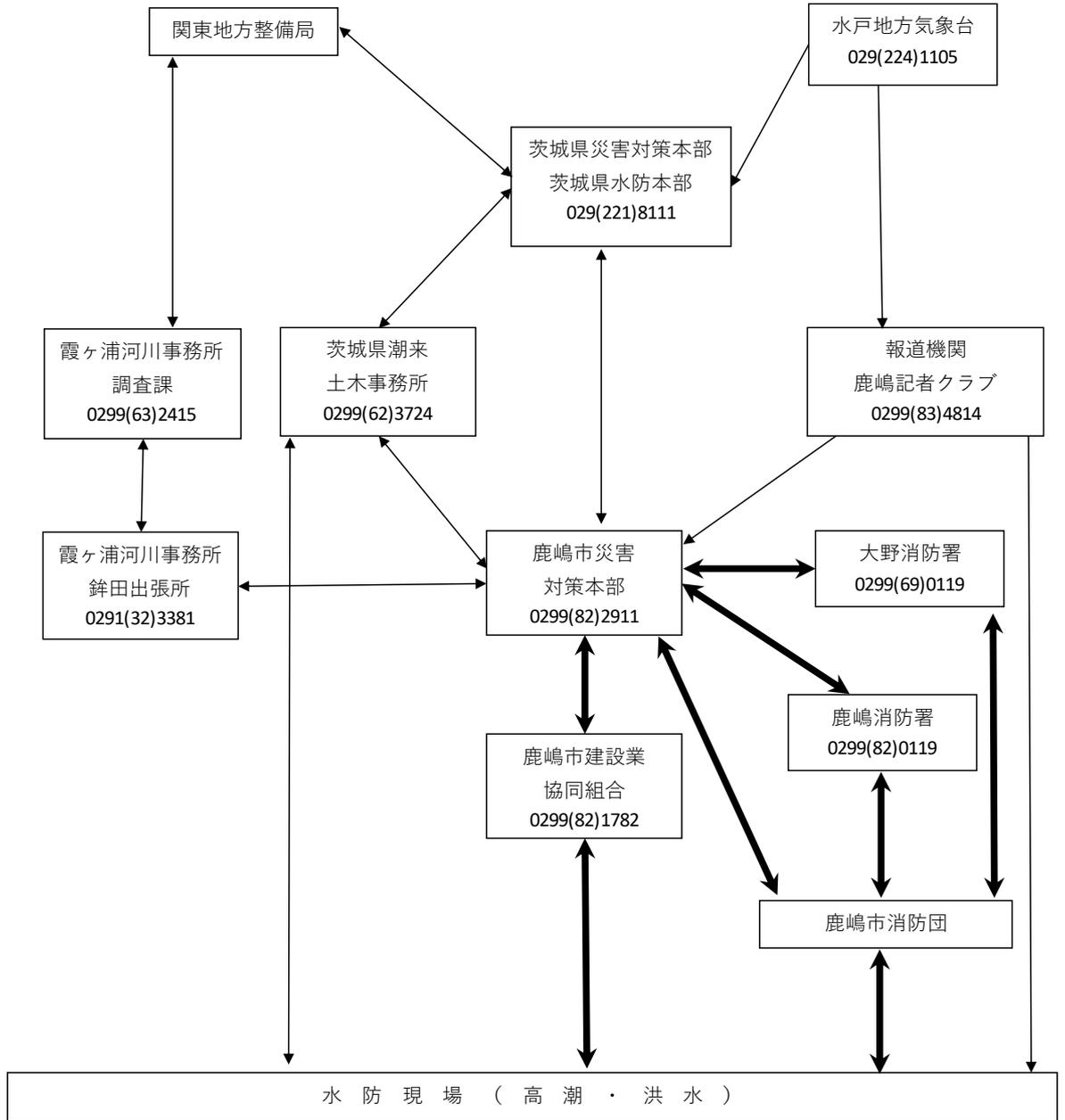
市は、北浦及び鰐川等の水位や堤防の状態について、消防団や周辺住民からの情報を収集するとともに現地を監視し、次に掲げるような項目を把握する。

- ア 水位
- イ 堤防の溢水・漏水・湧水の状況
- ウ 堤防の亀裂の有無
- エ 周辺における市民及び滞在者の数
- オ 付近の降雨量
- カ その他災害予防又は応急対策上参考となる事項

②水防時の連絡系統

調査結果については、県潮来土木事務所及び国土交通省霞ヶ浦河川事務所に報告する。
水防時の連絡系統は次のとおりである。

図3.2.11 水防時の連絡系統



③水防警報

国土交通大臣が行う水防警報の種類及び基準は以下のとおりであり、北浦及び鰐川については、国土交通省霞ヶ浦河川事務所の基準水位観測所における観測結果に基づいて発表される。

表 3.2.9 水防警報の種類及び基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、警戒水位を超えるおそれがあるとき。又は水位・流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊亀裂を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に警戒水位を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
情報	水防活動等のために、水位・雨量等の必要な情報を通知するもの。	河川の状況により必要と認めるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	警戒水位以下に下降したとき又は、警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

表 3.2.10 水防警報の基準水位観測所及び水防警報区

基 準 水 位 観 測 所								水 防 警 報 区
河川名	名称	水防団待機水位(指定水位)	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	はん濫危険水位(危険水位)	計画高水位	観測所所在地	左岸 右岸
北浦	白浜	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85	北浦右岸 14.50km 上 118m 行方市白浜	北浦 北浦
鰐川	白浜	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85	北浦右岸 14.50km 上 118m 行方市白浜	左岸：自 茨城県鹿嶋市 大船津字川迎 2340 番 1 地先 至 常陸利根川合流点 右岸：自 茨城県潮来市洲崎 332 番地先 至 常陸利根川合流点

④樋門の開閉

市が管理する大船津樋門の開閉は洪水防止のうえで重要な作業であり、開閉の基準は「災害対策本部配備基準における1号配備（警戒体制）が発令されたとき（若しくは災害対策本部が設置されたとき）及びこれらが解除されたとき」とする。

⑤応急対策

調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、被害を軽減する措置を講ずる。なお、応急補強工事に際しては、とくに十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。

※資料編

- 「平坦地・平坦地以外」の地域区分図
- 茨城県の細分区域
- 平成30年度直轄河川重要水防箇所一覧表

第3節 応援・派遣

1. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「地震災害対策計画編 第3章 第3節 1. 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に準じる。

2. 応援要請・受入体制の確保

「地震災害対策計画編 第3章 第3節 2. 応援要請・受入体制の確保」に準じる。

3. 他市町村被災時の応援

「地震災害対策計画編 第3章 第3節 3. 応援・受援」に準じる。

第4節 被害軽減対策

1. 消防

「地震災害対策計画編 第3章 第4節 3. 消防活動, 救助・救急活動及び水防活動」に準じる。

2. 救助・救急

「地震災害対策計画編 第3章 第4節 3. 消防活動, 救助・救急活動及び水防活動」に準じる。

3. 応急医療

「地震災害対策計画編 第3章 第4節 4. 応急医療」に準じる。

4. 避難勧告・避難指示(緊急)・避難誘導

(1) 方針

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図るとともに、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

避難勧告等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとし、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、市民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。

なお、指定避難所等の指定については、「地震災害対策計画編 第3章 第4節 1. 避難勧告・避難指示(緊急)・避難誘導」に準じる。

①要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策

救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。

また、近隣の要配慮者関連施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

②複合災害の発生を考慮した避難誘導計画

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。

③市長による避難勧告等の発令に資する情報提供

国〔国土交通省〕及び県は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

④災害時の優先業務の絞り込み、全庁をあげた体制の構築

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(2) 避難措置の周知

避難勧告等を発令した場合は、当該地区の住民に対してその内容を周知されるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

①住民への周知徹底

避難の措置を行うにあたっては、市はその内容を直接の広報、又は報道機関等を通じて市民に周知徹底を図るものとする。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した住民が取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。

さらに、市民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難勧告等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは「屋内安全確保」を行うべきことも留意するものとする。

また、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとするとともに、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ市民への周知漏れを防ぐよう努める。

②関係機関相互の連絡

市は、避難の措置を行ったときは、その内容を、県、県警察本部、自衛隊及び海上保安部と相互に連絡するものとする。

なお、市長は避難勧告等を発令したときは、速やかに知事に報告するものとする。

(3) 警戒区域の設定

①警戒区域の設定

市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずるものとする。

市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官又は海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

②警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

(4) 企業防災の推進

浸水想定区域内に位置し、鹿嶋市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育、訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

5. 交通路の確保

「地震災害対策計画編 第3章 第4節 2. 緊急輸送」に準じる。

6. 緊急輸送

「地震災害対策計画編 第3章 第4節 2. 緊急輸送」に準じる。

7. 社会秩序の維持

「地震災害対策計画編 第3章 第4節 6. 社会秩序の維持」に準じる。

第5節 被災者生活の支援

1. 被災者の把握

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 1. 被災者の把握等」に準じる。

2. 避難生活の確保, 健康管理

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 2. 避難生活の確保, 健康管理」に準じる。

3. ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 4. ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達」に準じる。

4. 要配慮者安全確保対策

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 6. 要配慮者安全確保対策」に準じる。

5. ボランティア活動の支援

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 3. ボランティア活動の支援」に準じる。

6. 応急教育

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 7. 応急教育」に準じる。

7. 愛玩動物の保護対策

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 10. 愛玩動物の保護対策」に準じる。

第6節 救援物資の調達・供給

1. 食料

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 5. 生活救援物資の供給」に準じる。

2. 給水

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 5. 生活救援物資の供給」に準じる。

3. 衣料・生活必需品

「地震災害対策計画編 第3章 第5節 5. 生活救援物資の供給」に準じる。

第7節 災害救助法の適用

1. 災害救助法の適用手続き

「地震災害対策計画編 第3章 第6節 1. 災害救助法の適用手続き」に準じる。

2. 災害救助法による救助の実施

「地震災害対策計画編 第3章 第6節 2. 災害救助法による救助の実施」に準じる。

3. 小災害救助

「地震災害対策計画編 第3章 第6節 3. 小災害救助」に準じる。

4. 罹災証明書の交付

「地震災害対策計画編 第3章 第6節 4. 罹災証明書の交付」に準じる。

第8節 事後処理

1. 応急仮設住宅

「地震災害対策計画編 第3章 第8節 1. 応急仮設住宅」に準じる。

2. 行方不明者等の搜索

「地震災害対策計画編 第3章 第8節 3. 行方不明者等の搜索」に準じる。

3. 防疫

「地震災害対策計画編 第3章 第8節 2. 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の撤去」に準じる。

4. 清掃

「地震災害対策計画編 第3章 第8節 2. 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の撤去」に準じる。

5. 障害物の除去

「地震災害対策計画編 第3章 第8節 2. 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」に準じる。

6. ライフラインの応急復旧

「地震災害対策計画編 第3章 第7節 5. ライフラインの応急復旧」に準じる。

7. 農地農業計画

災害時、特に水害における農地及び農業（農作物、畜産）に対する応急対策は次のとおりである。

(1) 農地

①農耕地

農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事をを行う。

②農業用施設

ア 堤防

湖岸堤防、干拓堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事をを行う。

イ 水路

素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

③頭首工

一部被害の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

④農道

特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

(2) 農業

①農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

②家畜の応急措置

ア 市が実施する畜舎等の応急復旧措置については、県の指導等に基づき実施するものとする。

イ 県は、家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため必要と認められる場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより必要な措置を実施する。

第9節 事故等の応急対策

1. 道路災害の応急対策

(1) 組織・動員

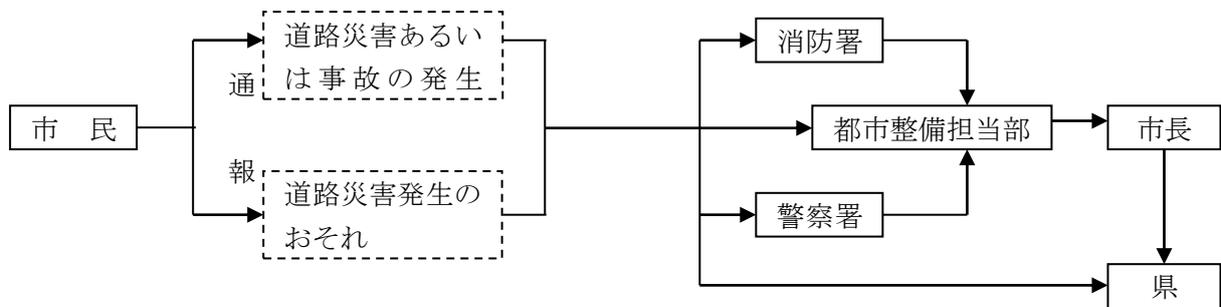
道路災害に対しては、災害の状況に応じ、「第3章 第1節 1. 市職員の動員・配備」に定めるところにより、所要の組織体制をもって対応するものとする。

道路災害に係る担当部署は、都市整備部、消防関係機関とし、鹿嶋警察署との連携・協力により対処する。ただし、災害の状況に応じ、対象部局を追加し又は減ずるものとする。

(2) 情報の収集伝達

道路災害あるいは事故に関する情報の流れは、次のとおりである。

図 3.9.1 情報伝達ルート（市民からの通報）



(3) 現地本部の設置

早急な諸対策等を行うため必要と認めるときは、災害対策現地本部を道路災害発生地区に設けることができる。災害対策現地本部を設置して対応する場合は、災害対策現地本部長及び同部員は、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

災害対策現地本部にあつては、常に本部との連絡を保ち、広報、被災者の救援、関係機関との連絡調整、庶務等の役割を担う災害対策本部員との連携により適切な措置を講ずるものとする。

(4) 応急復旧

① 応急措置

市は、災害あるいは事故の状況、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

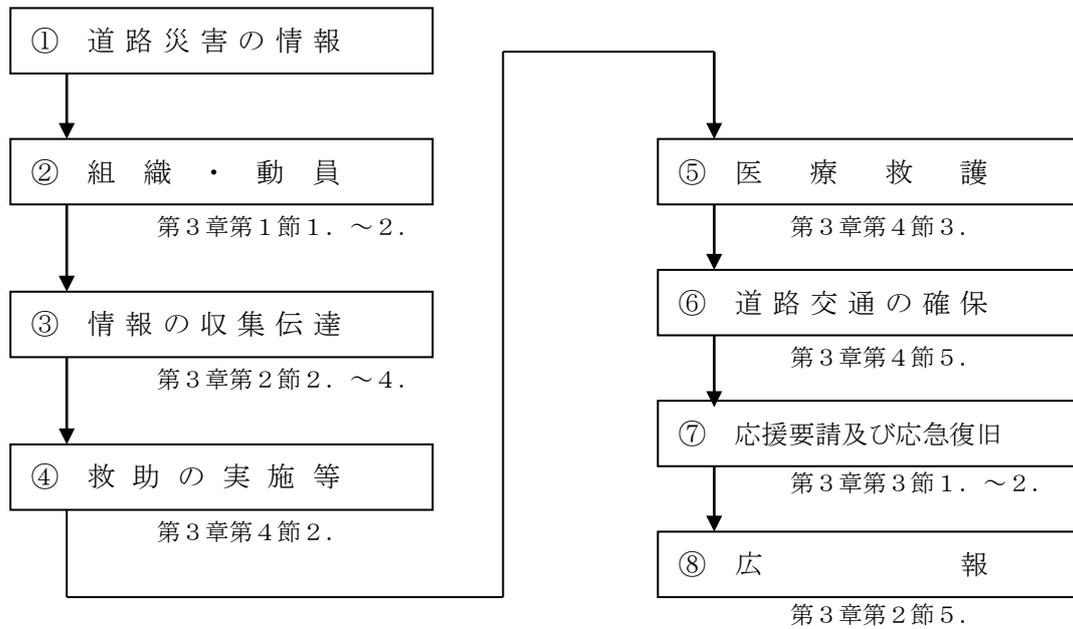
② 応急復旧対策

市は、被害を受けた道路は速やかに復旧作業を実施し、交通の確保に努める。必要に応じて、近隣市や県、自衛隊に対して応援を要請する。

(5) 応急活動計画

道路災害に係る発災から災害が収束するまでの、主な応急対策項目とその概略の流れは次のとおりである。

図 3.9.2 応急対策の概略フロー



2. 海上災害の応急対策

海上災害としては、沿岸での海難事故、危険物貯蔵所や船舶等の損壊による油流出災害、流出に伴う油火災の発生などが考えられる。

(1) 組織・動員

海上災害に対しては、災害の状況に応じ、「第3章 第1節 1. 市職員の動員・配備」に定めるところにより、所要の組織体制をもって対応するものとする。

海上災害に係る担当部署は、環境経済部、消防関係機関とし、災害の状況に応じ、担当部局を追加し又は減ずるものとする。

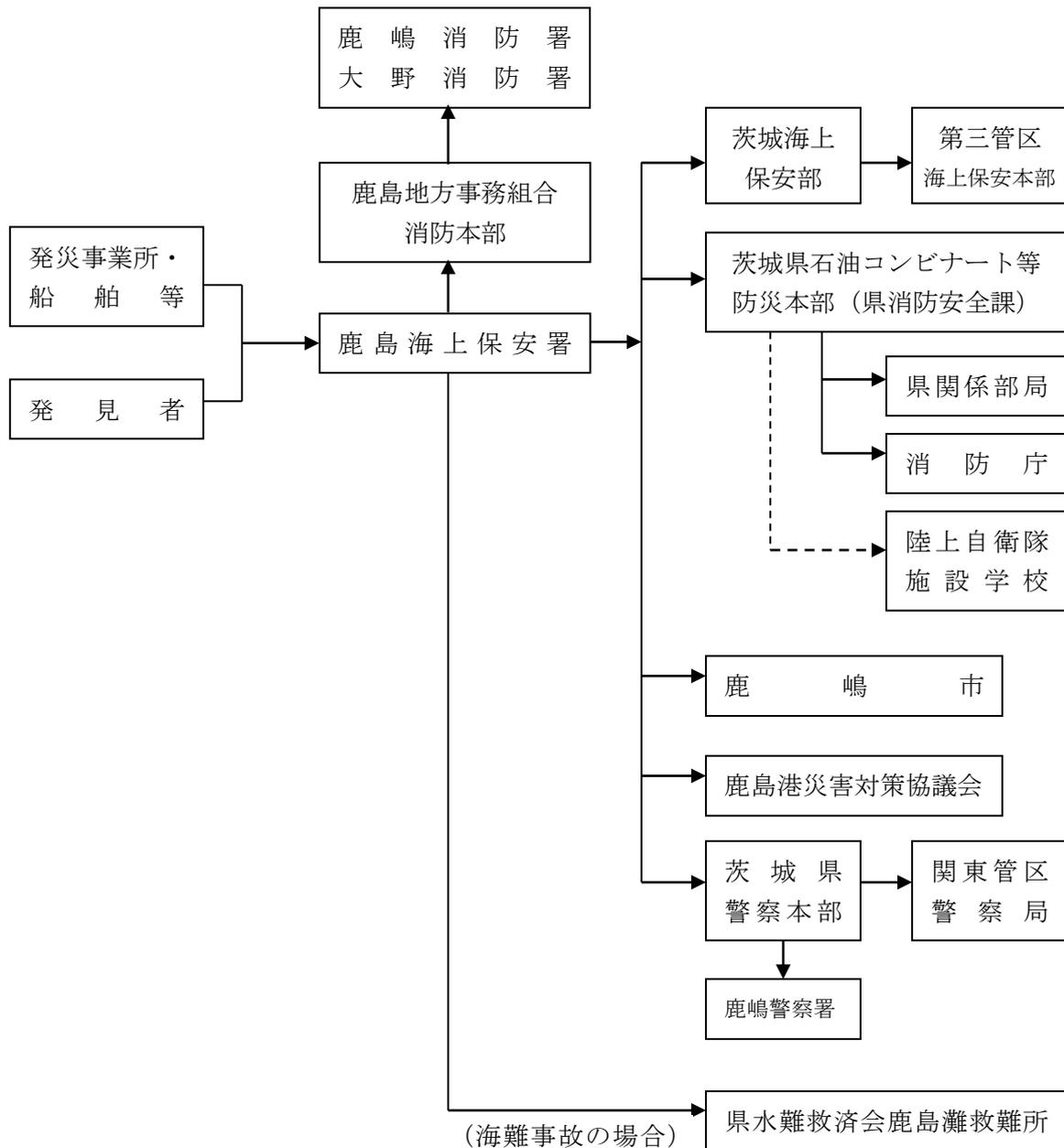
沿岸での海難事故については、鹿島海上保安署、県水難救済会、鹿嶋警察署との緊密な連携により捜索救助を実施する。

また、油流出災害又は油火災が発生した場合は、防災関係機関相互の緊密な連携のもとに必要な措置を講じる。

(2) 情報の収集伝達

海上災害に関する情報の流れは次のとおりである。

図 3.9.3 情報伝達ルート



(3) 応急対策

①沿岸の監視

市は、流出油等の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、地先水面の巡回監視を実施するものとする。

②沿岸住民に対する広報及び指示等

市は、流出油が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するとともに、流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある場合は、避難の勧告又は指示を行うものとする。

③漂着油等の応急処理

市は、遭難船関係者の要請に基づき、漂着油等の除去に協力するものとする。

また、漂着油により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、所要の措置を講じるものとする。

④人命救助及び負傷者の搬送

消防機関は、海上保安等が行う人命救助に協力するとともに、負傷者の搬送に当たるものとする。

⑤消火及び延焼の防止

消防機関は、海上災害が発生したときは、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じ消防ポンプ自動車等を出動させるものとし、火災が発生した場合は、消火活動を実施するものとする。

なお、陸上の施設に延焼するおそれがある場合は、延焼防止の措置を講じるものとする。

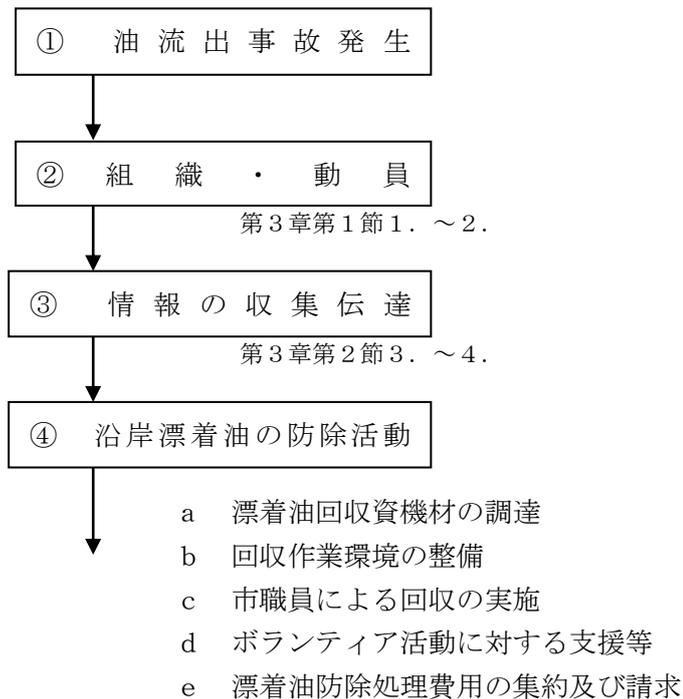
⑥その他の応急措置

消防機関は、市長の指示又は要請に基づき応急措置に当たるものとする。

(4) 油流出災害

海上での油流出災害が発生した場合における応急対策項目の概略の流れは、次のとおりとする。

図 3.9.4 油流出災害における応急対策の概略フロー



3. 鉄道災害の応急対策

東日本旅客鉄道株式会社及び鹿島臨海鉄道株式会社は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

市は、情報の収集・連絡体制の整備、災害応急体制の整備のほか、救助・救急、医療及び消化活動への備え、緊急輸送活動への備え、関係者等への的確な情報伝達活動の備えを行う。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社の対策

①組織及び動員

鹿島線において災害が発生した場合、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社は、防災業務実施計画の定めるところにより、千葉支社に支社対策本部を、本市内に現地災害対策本部をそれぞれ設置し、社員を非常招集して、応急復旧活動を行う。

②情報の収集・伝達

災害が発生した場合、「防災業務実施計画」の定めるところより、通報、連絡運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、市、県、消防、警察機関その他の防災関係機関に連絡する。

なお、通話不能時の連絡については、「信号・電気通信設備系統制標準」の定めるところによる。

③応急措置の実施

ア 初動措置

a 乗務員の措置

運転士及び車掌は、運転中に災害の発生を発見し、あるいは災害発生のおそれがあり列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。この場合、列車の停止位置が築堤、切取り、橋梁上、あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認のうえ、安全と認められる場所に列車を移動させる。

なお、列車を停止させた場合は、直ちに最寄り停車場の駅長への連絡、隣接線路運行列車停止の手配、旅客の救出救護要請等定められた必要な措置を講じる。

b 駅の措置

駅長は、災害発生のおそれがあり、列車の運転が危険と認めた場合は、列車の出発を見合わせ、速やかに輸送指令に報告する。通過すべき列車についても臨時に停止させる。

c 運転規制

輸送指令は、災害が発生した場合、あるいは災害が発生するおそれがある場合は、必要な運転規制を行う。

イ 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、勤務箇所長の事前措置、救護の非常召集及び連絡班、救護班の設置及び編成、救護班等の出動区分、事故現場の通報及び設置等については、「防災業務実施計画」による。

ウ 災害時の輸送

a 旅客

事故等により線路が不通となった場合は、その状況を的確に把握し、必要と認めら

れるときは、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

b 災害対策用物資

生活必需品、復旧材料、被災者用物資等の災害対策用物資については優先輸送する。
なお、一般物資については、「貨物輸送基準規程」に基づき、情勢に応じ運送の制限等の措置を講じる。

c 被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免

④ 広報活動の実施

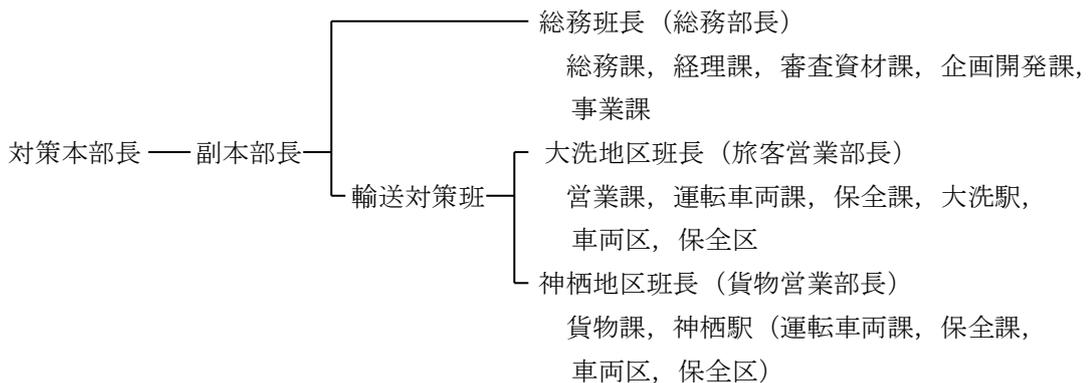
災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、災害対策本部及び現地災害対策本部が迅速的確に行う。

(2) 鹿島臨海鉄道株式会社の対策

① 組織及び動員

災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、災害対策本部を設置し、別に定める災害対策計画に基づき職員を動員して応急対策を実施する。

図 3.9.5 災害対策本部の構成



② 情報の収集・伝達

運転指令は、災害が発生した場合、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社・千葉支社、警察署、消防署等により、災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ関係箇所に連絡するとともに必要な手配を行う。

③ 応急措置の実施

ア 初動措置

a 乗務員の措置

運転士又は車掌は、運転中に災害の発生を発見し、あるいは災害発生のおそれがあり列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し指示を受ける。

b 駅の措置

運転指令は、災害の発生を知り、あるいは災害発生のおそれがあると認めたときは、直ちに保全区長に通報するとともに運転規制を指令する。

イ 旅客の救出・救護

a 乗務員は、事故が発生した場合、旅客を安全な場所に誘導するとともに負傷者が生

じた場合は運転指令に報告，その救護に全力を尽くすものとする。

b 総務班は，医療機関，消防署及び警察署等と連絡調整にあたりとともに，輸送対策班を指揮して関係機関と協力し旅客の救護・救出を行う。

ウ 災害時の輸送

地区班は，鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は，その状況により列車の折返し運転，バス代行輸送等の手配を行う。

④ 広報活動の実施

ア 総務班は，災害の状況，列車の運転状況を的確に把握し，これらの情報等を報道機関・関係箇所に速やかに連絡する。

イ 駅長は，駅放送・一斉放送・掲示板等により事故の状況，復旧の見通し等について広報を行う。

4. 大規模火災等の応急対策

(1) 大規模火災

大規模火災への対応は、「茨城県地域防災計画 風水害等対策計画編」に定めるところにより、消防機関が行うこととし、災害の状況により、必要がある場合は、災害対策本部等所要の組織体制をもって対応するものとする。

なお、消防機関の主な対応は次のとおりとする。

①指揮本部の設置

被害が拡大し又は多発のおそれがある場合は、指揮本部を設置し効率的な消防活動と情報収集体制を確保する。

②職員の動員

被害が拡大し又は拡大が予想される場合は、状況により職員を招集して消防体制の強化を早期に図る。

③装備の増強

被害が拡大し又は多発のおそれがある場合は、ホース等の装備を増強し活動体制の強化を図る。

④広域応援要請

現有消防力では対応困難と判断した場合は、消防組織法第 39 条及び第 44 条の規定による消防相互応援、広域消防応援の要請を行う。

(2) 林野火災

林野火災への対応は、「鹿島地方事務組合消防本部消防計画」等に定めるところにより、消防機関が行うこととし、災害の状況により、必要がある場合は、災害対策本部等所要の組織体制をもって対応するものとする。

なお、消防機関の主な対応は次のとおりとする。

①現場指揮本部の設置

林野火災は広範囲に延焼拡大することが多く、大部隊及び大量の資機材の集結が必要となる。

消防機関は、広範囲に展開した部隊の行動把握及び統一的な指揮命令のもとに円滑な消防活動を展開するため、現場指揮本部を設置し次の事項を任務とする。

ア 実態把握

イ 活動方針決定

ウ 応援要請の要否

エ 関係機関等との連携

オ その他

②広報体制

火災時における近隣住民に対して、災害の状況や消防活動の経緯、状況等を知らせ、市民の不安解消を図るとともに、報道機関等に対し、適宜その情報を提供するものとする。

③応援要請

火災の防御のため他消防機関の応援を要するときは、消防組織法第 39 条及び第 44 条の規定による広域消防応援に基づき応援を要請する。

④自衛隊の災害派遣要請

火災の状況から隣接市等の応援によっても防御が困難であるときは、「第3章 第3節 1. 自衛隊派遣要請の実施及び受入体制の確保」に定めるところにより、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

⑤防災ヘリコプターの応援要請

ア 次の場合、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

- a 地形等の状況により、保有資機材では対応困難な場合
- b 火災規模に対して地上の防御能力(応援協定に基づく応援隊及び自衛隊の災害派遣部隊を含む。)のみでは対応困難な場合

イ 応援要請の手続き

- a 消防組織法第44条の規定に基づく、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく要請
- b 自衛隊の災害派遣に関する知事への要請

※資料編

- 自衛隊に対する災害派遣要請依頼書
- 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 復旧・復興の計画的な推進

1. 基本方向の決定

「地震災害対策計画編 第4章 第3節 激甚災害の指定」に準じる。

2. 激甚災害の指定

「地震災害対策計画編 第4章 第3節 激甚災害の指定」に準じる。

3. 復興計画の作成

「地震災害対策計画編 第4章 第4節 復興計画の作成」に準じる。

第2節 被災施設の復旧

1. 復旧作業の方針

「地震災害対策計画編 第4章 第2節 被災施設の復旧」に準じる。

2. 災害復旧事業計画の作成

「地震災害対策計画編 第4章 第2節 被災施設の復旧」に準じる。

3. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

「地震災害対策計画編 第4章 第2節 被災施設の復旧」に準じる。

4. 災害復旧事業の実施

「地震災害対策計画編 第4章 第2節 被災施設の復旧」に準じる。

第3節 被災者の生活の安定化

1. 義援金品の募集及び配分

「地震災害対策計画編 第4章 第1節 1. 義援金品の募集及び配分」に準じる。

2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付

「地震災害対策計画編 第4章 第1節 2. 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

3. 租税及び公共料金等の特例措置

「地震災害対策計画編 第4章 第1節 3. 租税及び公共料金等の特例措置」に準じる。

4. 雇用対策

「地震災害対策計画編 第4章 第1節 4. 雇用対策」に準じる。

5. 住宅建設の促進

「地震災害対策計画編 第4章 第1節 5. 住宅建設の促進」に準じる。

6. 被災者生活再建支援法の適用

「地震災害対策計画編 第4章 第1節 6. 被災者生活再建支援法の適用」に準じる。

7. 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支給金の支給

「地震災害対策計画編 第4章 第1節 7. 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支給金の支給」に準じる。